

「原発事故 米国で集団訴訟」

2017年12月19日

原発メーカー訴訟原告団で世話人共同代表を務めている大久保徹夫氏からメールで、ジャーナリストの桐島瞬氏が『週刊朝日』に書いたスクープ記事を送ってくれた。それは、「福島第一原発事故の被災者が米国でGE（ゼネラル・エレクトリック社）を集団提訴 15万人に対する560億円規模の賠償を請求 原子炉メーカーの責任追及」という記事である。桐島氏は初めに、「福島原発事故の責任を問う裁判が全国各地で進む中、日本人の原告が米原子炉メーカーの責任を追及する集団訴訟を米国の裁判所に起こした。米国での裁判では数百億円から1兆円を超えることもある。被災者救済につながるのか」と書いている。

11月中旬、ボストンの連邦地方裁判所「集団訴訟訴状と陪審員裁判の要求」と書かれた49頁にわたる訴状が提出された。原告は福島県と茨城県に住む3人と6つの法人である。被告はもちろん、福島第一原発の原子炉設計から製造、設置に関わったGEである。2011年3月11日に起きた地震による津波で、電源喪失から原子炉の冷却ができなくなり、メルトダウンを起こした。GEは原子炉の設計製造や保守に関わってきた。同社に、莫大な損害を受けたとして責任を問い、賠償を求めている。賠償請求額は書かれていないが、ボストンの地元紙は560億円規模と報じている。

具体的な問題点として挙げているのは、原子炉の設計不良と設置上の過失などである。原子力産業の黎明期だった1960年代、GEはコストを抑えるために業界標準よりも小さくて安価な原子炉を設計し、設置した。また、海水ポンプで水を汲み上げ易くするため、土地を削り、海拔10mに設置した。更に、バックアップ電源などの安全装置を装備しなかったことがメルトダウンを起こし、放射能の放出を招いたと、責任を追及している。

GEの元エンジニアとして設計に関わったデール・ブライデンボー氏は、安全性に疑念を抱いて、76年に同僚2人と退職し、運転停止を訴えたという。

原告の一人は下記のように訴えている。「6年前の福島原発事故で町の人口は減り、仕事に大きな支障ができました。東京電力だけでなく、不良品原子炉を造ったメーカーの責任を追及していききたい気持ちは当然あります。そのために提訴したのです。」

米国でなぜ集団訴訟を起こしたのかについて、米国の集団訴訟に詳しい弁護士は、日本と米国の集団訴訟は仕組みが大きく違うと言ひ、下記のように解説している。「米国の集団訴訟は、事件や事故で多数の人たちが同じような被害に遭っている場合、被害者の一部が全体を代表して訴訟を起こすことができます。被害者は『訴訟に参加しない』という意思を表明しない限りは自動的に加わるため、当事者が桁違いに増える。判決や和解内容は裁判に加わったすべての人々に適用されるため、被告が負ければ膨大な損害賠償が求められます。」米国方式は規模が広がり易い訳である。裁判まで進まなくとも、数百億円規模の和解金で決着することも珍しくない。裁判として認証されるためのハードルは高く、1～2年はかかり、認証されると、原子炉の欠陥を調べるために膨大な資料と証言を用意しなければならない。陪審員による審議に入り判決が出るまでに進むのは、全体の3%ほどであるという。大変な裁判であるが、興味深く、注視していきたい。

思うことは、原発事故の責任を電力会社に負わせ、原発メーカーは免除されているという奇妙さである。また、米国の損害賠償金は桁外れに多額である。更に、陪審員制度なので、日本の裁判のように、原発推進の政府、電力会社寄りの判決ではないことが期待される。諸々の原発関連裁判に勝って、世界から原発を廃棄する状況を作り出すことである。